

Eメールサービスを実施しています。

詳細については、福岡県建築住宅センターの
ホームページ (<http://www.fkjc.or.jp/>) をご覧ください。

財団法人 福岡県建築住宅センター（構造計算適合性判定機関）では、適合性判定を円滑に進めるため、下記のとおりEメールサービスを始めます。同サービスを希望される代理者（確認申請書の第二面に記載、以下同じ。）の方はご利用ください。

◇ サービスの内容

適合性判定において、構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができないときは、建築主事又は指定確認検査機関にその理由（以下、「判定することができない理由」という。）を付して通知することとなっていますが、事務処理の円滑化を図るため、建築主事又は指定確認検査機関への文書による通知と同時に、設計者である代理者に「判定することができない理由」の写しをEメールで送付するものです。

◇ サービスを受けるにあたって

「判定することができない理由」の写しの送信に際し、代理者の指定するメールアドレスが必要です。このため、確認申請時に、判定物件ごとに建築主事又は指定確認検査機関に、<Eメールサービス申込書（指定様式）>を提出してください。

メールアドレスは、確認申請書一件につき、一つ（申請建物が数棟でも一つ）を記載してください。

建築主事又は指定確認検査機関を経由して、Eメールサービスの申込みがあった適合性判定物件において、「判定することができない理由」の通知が必要な物件については、その写しを<Eメールサービス申込書>に記載されたアドレスに送信いたします。

このサービスは、「判定することができない理由」の内容を設計者である代理者にいち早くお知らせすることを目的としており、建築主事又は指定確認検査機関から建築主等に通知される文書は、これまでどおり送付されることとなります。

また、補正・追加検討書等の提出については、これまでどおり建築主事又は指定確認検査機関を経由していただくこととなります。当判定機関では、Eメール等での直接の受付ができませんので、ご了承ください。

◇ 送信書式の種類について

「判定することができない理由」の写しは、電子データ（Excel 97以降のバージョンで対応可）で送信します。